

# 公益財団法人宮城県体育協会表彰受賞の証明物発行事業について

## 1 趣 旨

本協会の表彰事業は、昭和31年から行っているが、本県は昭和53年の宮城県沖地震、平成15年の宮城県北部地震、平成20年の岩手宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災等、本県は、たびたび大きな災害に見舞われており、表彰受賞者の中にも、被災し、賞状等をき損または紛失した方がいることが予想される。

そこで、希望する方に対し、受賞証明書の発行や賞状の再発行を行う事業である。

## 2 発行する受賞証明

(1) 受賞証明書（無料）：発行希望者の申請書に基づき、発行する証明書

(2) 賞状（実費負担）

※副賞は再交付しない。

## 3 発行までの事務手続き

申請者	本人または家族が、別紙の申請書に必要事項を記入の上、直接または加盟団体を通じて宮城県体育協会あて申請する。
-----	---



県体協	申請書に基づき、表彰受賞者であることを本協会資料から確認する。確認ができれば、いずれかの証明物を発行する（発行台帳作成）。 ①証明書希望の場合・・・受賞（受賞）証明書に必要事項を記入、決裁の上、郵送する。 ②賞状再発行希望の場合・・・業者に発注し、必要経費（実費）を申請者あて請求し、納入確認後、賞状を発送する。
-----	--

## 4 交付申請方法

以下の必要書類を準備し、申請者本人または加盟団体を通じて事務局あて申請する。

(1) 申請書

(2) 返信用封筒（切手貼付）

(3) 賞状再発行の場合は、作成料（送料含む）実費

(4) 被災証明書等

## 5 証明物発行対象者

災害による被災者

## 6 周知方法

本協会ホームページに事業趣旨を掲載し、同時に申請書様式をアップロードし、周知を図る。

## 7 賞状を再交付する場合の条件、費用等

(1) 交付年月日は遡ることができない

(2) 交付者は現在の会長名とする

(3) 賞状の作成費用は、実費とする

※参考 印刷で1,000円程度、手書きで6,000円程度（平成28年5月現在）